

東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理に関する住民説明会において寄せられたご質問および回答 【8月30日 中央公会堂にて】

説明会の当日に、参加された市民の皆様から寄せられたご質問の要旨と、回答の要旨を掲載させていただきました。なお、当日の回答内容に加え、よりわかりやすくするために解説を一部追記しております。

【ご質問の要旨1】

実際に船で、北港処分地をまわって、説明会でいただいた堤防の図面と違いのあるところを見てきた。堤防の高さや法面について、地盤沈下しているせいで30cmぐらいの隙間が開いていた。それが10箇所以上あり、高さは5.7か6mで隙間が開いていて、高さが海水面よりその時は1.5mぐらいのところ隙間が開いて、たぶん波だと思うが、法面が削れて、傾斜していた。いただいた図面は、たぶん建設当時だと思う。ぐるっと回ってきたら、高さが低くなっているところが結構あった。その点ご存知の方はいるか。現実と渡された図面と違うということだけは認められたい。

（大阪市による回答要旨）

護岸の件ですが、昨日も災害の津波がくるということで報道がありました。実は、今の計画、昨日の報道の計画では、津波の高さとしては5.3mという津波が来ることになっております。護岸の面は、面によって違いますが、津波を受けます部分につきましては6.6mの設計となっております。

隙間があるという件ですけれども、当初の設計で10cmから20cm隙間を空けた構造となっております。その後ろに、石と砂利を入れて護岸を支えているという形となっております。

（大阪市による解説）

地震による津波につきましては、8月29日に、内閣府より「南海トラフ地震・津波の想定結果」が公表されており、その中で、北港処分地がある此花区の津波高さは、大阪湾の基準潮位+5.3mとなっております。一方、北港処分地において、直接津波の影響を受ける護岸の高さは、最も低い箇所、大阪湾の基準潮位+6.6mとなっており、今回想定されている津波高さでは、北港処分地の護岸を超えることはありません。

しかしながら、環境省による個別評価において、仮に、北港処分地内に津波が到達したケースについても評価されており、その場合でも、十分な安全性を確保できることを確認しております。

なお、護岸は、消波、波の低反射及び越波の防止を目的として、通常10から20cm開口部を設けていますが、護岸内部にある隔壁により、埋立地内部とは遮断された構造となっております。

【ご質問の要旨2】

がれき100ベクレル/kgのものを1割混ぜて燃やした場合、絶対に33倍になるとしても300ベクレル/kgの灰しかできない。それなのに2,000ベクレル/kgにしているのはなぜか。ダブルチェックするのなら、灰の濃度は300ベクレル/kgにすべきである。100ベクレル/kg以上のものが入ってくる可能性を隠

しているじゃないか。

(大阪府による回答要旨)

焼却灰の基準を 2,000 ベクレル/kg にしたのは、国が 8,000 ベクレル/kg にされたのと同じで、作業されている方が、放射線を受けたときに年間 1 ミリシーベルト以下になるように決めた値です。ですから現実的な焼却灰の値ではなく、基準として定めたということです。

【ご質問の要旨 3】

ガンマ線は薄い水分で遮蔽できる。3 mm で 30% に減る。ところが、環境省が出している図面、ガンマ線の透過というのは、割と平行な矢印で示しており、みんながそれを学者の方も信じて、ガンマ線はがれきの中からも出てくるといふふうに理解されている。これは間違いである。ベクレルメーターの中に入れたもの、そのセンサーに届くまでにかかなり減衰している。100 ベクレル/kg であったとしても、私から言わせれば 3 倍から 10 倍と思っている。

(環境省による回答要旨)

ただいまガンマ線について、水が 3 mm で相当減衰するとおっしゃいましたが、我々少なくとも様々な専門家の方々とお話をしておりますけども、そういう知見はございませんので、そこは見解の違いかもしれませんが、我々はそういう見解は持っておりません。

【ご質問の要旨 4】

岩手県と府と市の基本合意というところで、1 kg 当たり 100 ベクレル以下のものに限るという限定をしている。これは全量検査をするという理解でよいか。その点はっきりしていただきたい。

(大阪府による回答要旨)

廃棄物の測定ですが、廃棄物中の放射性セシウム濃度は、全てを測定するのではなく、代表的、平均的な測定ができるよう定期的に 10 箇所程度のサンプリングをして測定することといたしております。また、コンテナに積み込む前に、廃棄物の前で空間線量の測定をいたしまして、バックグラウンドより有意に高い測定結果ができれば、100 ベクレル/kg を超える可能性もあることから、再測定をするなど 100 ベクレル/kg 以下のものしか受け入れないチェック体制を取ることとしております。

また、本日お配りしております大阪府の資料の裏面ですが、そこに二次仮置場におけます破碎選別をした後の宮古市における放射性物質濃度、セシウムの濃度を記載しております。検出下限値が 2.7、2.5 ベクレル/kg というような非常に低い検出下限値でも検出できないレベルという非常に低いレベルのものとなっております。

【ご質問の要旨5】

受け入れる廃棄物について、100 ベクレル/kg 以下、一般食品と同じ基準の安全なものというふうに「安全な」と入っているが、これは削除していただきたい。100 ベクレル/kg 以下でも安全かどうかはわからない。「100 ベクレル/kg 以下のもの」でいいわけである。「安全な」という言葉をわざわざここで付けて、100 ベクレル/kg 以下は安全ですよと、はっきりしないような基準を、公文書に近いこういう文書でばらまかないでいただきたい。

(環境省による回答要旨)

100 ベクレル/kg という数字のところ「安全なもの」という表現についてのご意見ですが、これは環境省としての見解ですが、100 ベクレル/kg、これは食品の基準とご存じのとおり同じでございます。またこれは食品の基準だけでなく、もともと原子炉を解体したときに出てくるごみのうち100 ベクレル/kg 以下のものについては、我々の身の回りで再利用してもよい、触れても基本的に大丈夫とそういった仕組みになっておりますので、そういう意味では100 ベクレル/kg 以下を「安全」と書くのはほぼ自明のこととして書かれていることというふうに思っております。

【ご質問の要旨6】

配布資料では、試験焼却は11月に行う予定になっている。説明会と言っているが通告の場みたいなふうにはか思えない。結局、全量検査かどうか、たぶんサンプル検査でしかないと思うが、その真ん中のところに異常なデータが出たら即刻中止するとある。ということは、さっきの方も言われたが、100 ベクレル/kg 以上のものが入ってくる可能性があって、それがたまたま見つかったらやめますよと、こういう展開になっている。だからそういう意味では全量検査、これははっきり約束していただきたい。それは、まず出荷、岩手県で出るときに全量検査をする、受け入れるときにも全量検査をする、積替えのときにも全量検査をする、このことをはっきり約束できるか。

(大阪市長による回答要旨)

全量検査はしません。これは今の世の中で全てのものを全量検査しているわけではありません。皆さんは食品も、普通に食べ物を食べられていますし、いろんな素材を使って生活をしていますけども、すべて全量検査をしているわけではありませんから、今の世の中では安全基準を確保するために全量検査はいたしません。

それから説明会ですから、皆さんの意見をお聞きして大阪市の方針を決定するわけではありません。大阪市の方針は大阪市議会を踏まえてしっかり議論をしたうえで大阪市の方針を決定しましたので、今日は皆さんの疑問に答える場です。

それから皆さん、今日はしっかりと説明を聞きたいという方もいらっしゃるわけですから、ぜひ社会人としての常識ある態度をお願いしたいと思っております。

【ご質問の要旨 7】

最後に意見をひとつ。木くずと可燃物ということであるが、やはり燃やすのは絶対だめである。燃やすことによって濃縮もされるし、それがバグフィルターで取れるというけども、取れない分は飛散する。もしどうしても約束したから受入ないといけないというのであれば、この木くずと可燃物を、宮城県がやっているように防潮堤のためにマウンド作るということのために使えると思う。舞洲も5 m、昨日発表された津波なら大阪駅前まで1 m水がくるかも知れない。最悪のケースでと言われているが、それなら舞洲は完全に水没である。5 m以上もっと積んで、そのためにこの木くず等のがれきを活用できるのなら、まずその分に金を出してでも岩手県に払っていただきたい。

(環境省による回答要旨)

防潮堤の件で、ご意見がございましたが、今回、大阪府で受入を予定されているものは、可燃物であります。特に、木くずが多いというものであります。木くずを防潮堤の中にそのまま埋めてしまいますと、中で分解が起こってしまいます。分解を起こして中から有害なガスも出てきますし、何よりもそこが、長年時間をかけて分解することによって、その構造物が陥没してしまうということがあります。森の中に人が入って憩いの場にされるというような計画も聞いておりますが、そこが陥没するというようなことがありますと、かえってそこで事故の発生ということになりかねませんので、こういった木くずについては防潮堤の材料として使うことは適当ではないと考えております。

【ご質問の要旨 8】

今回のがれきの受け入れは、そもそも被災地の皆さんを支援するためとの説明があった。8月3日付で岩手県、大阪府、大阪市の三者で処理に関する基本合意書を結ばれていると思う。その中身は、運送とか、安全性の検査・調査などの費用を、いったん岩手県に負担させることになっている。本当に岩手県のことを支援したいと思うなら、費用はむしろ大阪府、大阪府が負担するぐらいの意気込みを持つ、それこそが本当の被災地支援になるのではないか。費用は、一応、国が後で補填するようだが、いったん岩手県に立て替えてもらうのも問題だと思うし、かかった費用を請求するにあたって、例えば処理業者が自分の利益をそこに乗せるとか、そういうことがあっては絶対にならないと思う。

実費の請求のみで利益を上乗せすることは絶対にしないとここで約束していただきたい。

(環境省による回答要旨)

費用の件ですが、これは岩手県で県内処理する場合でも、それから広域処理する場合でも、いったん事業者である岩手県が負担して、例えば岩手県内で業者に実施してもらう場合には、その業者に費用を支払うことになっています。その部分について、かかった費用については環境省の補助金、それからその他特別交付金など、様々な仕組みで最終的には国の税金で全額負担ということになっております。岩手県に負担をさせるということはございません。

(大阪府による回答要旨)

処理業者等、企業が処理をした時に、その部分に利益を乗せないことを約束するようというところで

すが、これについては通常の経済活動またその中で契約を結ぶこととなりますので、その中で必要であれば、それぞれの企業が判断をして利益を乗せることになるだろうと考えております。

【ご質問の要旨 9】

橋下市長、今回の東北支援という 22 億円もの巨費を使う燃えるごみの引き受けは一体誰のための、どんな値打ちがあることなのか。最近では国の方から、もう燃えるごみの広域処理は必要ないという通達が各地に出ているのではないか。それでもなお、あなたが強引にこのごみの受け入れをしなければ日本国民として恥ずかしいとまで大見栄をきってやる、真意は何か。引き受けるごみは、木くず・紙くず・布くず等であり、水分を含むと同時に水に溶けやすいセシウムなども必ず含んでいる。さらにこのごみの中には従来では産業廃棄物として特別に扱わなければならない家屋や工場の解体くずが入っており、ヒ素・六価クロム・水銀・アスベスト、危険なものが全部混じっている。我々はセシウムだけの危機に直面しているのではない。此花区の説明会や今日もそうであるが、バグフィルターでセシウムが 99%取れると言っていたのが、今日見たらほぼ 100%に変わっている。つまり 100%はあり得ない。バグフィルターでガス化されたセシウムや水蒸気となって出る水気に溶けたセシウムを、バグフィルター、紙のろ過器で取れるわけがない。そんなことを 100%取れるなんて言っている専門家は、日本中、世界中誰もいない。だから、ほぼ 100%と言っている。つまり、ばいじんにくつついた分は 99.9%取れると言っているだけである。全部がガス化するわけでもないが、全部がばいじんにくつつくわけでもない。見てきたような嘘を言わないでいただきたい。こうした危険な煙が出た時、この危険を受けるのは、大阪市内に住んでいる我々である。そんな危機感から、私たちは大気汚染常時監視システムという立派なシステムが今機能していて、その中のデータを拾ってコツコツと集めてみた。此花から年間に吹く風の方向がほぼ生駒山に向かっていたり、住之江に向かっていたり、ほぼ大阪市内に行っている。1960 年には、大阪公害防止条例がやっと制定された。なぜこんなものができたかといえば、それまで東洋のマンチェスターと言われたこの工業地帯が、世界一の公害都市となり、喘息が起きるなど、とんでもない大阪になったのを、なんとかしなければいけないということで公害条例ができ、大気汚染監視システムができた。瓢箪山喘息なんていう言葉があるのをご存じか。全くかけ離れた生駒の麓の瓢箪山に、臨海工業地帯の汚染されたガスが流れ、滞留し、どうやらマキオカや瓢箪山でおかしな喘息が起きている。今でも全部終わっているわけではない。つまり、この問題について、施設管理課長は、今年の 7 月 2 日の大阪市会環境特別委員会で、こう答えている。「舞洲から出るばいじんは東北東 2.5 km に最大濃度があると予想される」と答えている。これはビデオにもちゃんと載っている。それはどういうことかと、私も直接環境局に電話した。その施設管理課長の答えは、データはなんと 11 年前に完成して、もう 11 年も稼働している舞洲工場が建設される前に行なった、環境アセスメントの中のデータであると。11 年間も舞洲工場で燃やし続け、毎日きっちりと工場でもデータが出ている。空気の流れについては、そういったデータもないがしろにして、東北東、此花区役所あたりですよ、そのあたりに、そんなものじゃ済まない。大阪全域に煙はたなびいてる。こんな啞然とするような答弁が専門家のお答えなのか。

最後であるが、橋下市長は依然として脱原発を唱えている。私は、本来、核の反応によって生じるとてもないエネルギーとそこから発生する放射性物質の管理というのは、とても人間には完璧に管理ができないということを、とてつもない人災を目の当たりにして感じた。あなたがどれだけ反原発なのか

知らないが、なぜこの場に及んでまでこのことを強引に進めるのか。その答えがだんだん見えてきた。例えば福井県知事は大飯原発の再稼働について最後まで渋い顔をして粘って慎重な姿勢を示して、結局、福井新幹線工事の着工という獲物を手にした。たぶんあなたも弁護士時代には示談屋弁護士として業界では評判な方だっただろうから、この我々の命を懸けたリスク、この焼却を天秤にかけながら全国的に自己と維新の会のPRに走り、揚げ句には国に貸しを作ることでその見返りとして、例えば此花区に東洋のラスベガス、カジノヤードなどを生み出そうとしたり、特別優遇措置で企業をこの此花に誘致しようとしたり、こうした有能な示談屋さんの政治手段は、あなたの野望のためにあるのであって、私らの命までそこに利用しないでいただきたい。あなたや維新の会を今まさに全国にPRするために、私たちの命のリスクを勝手に利用しないでいただきたい。東北からのごみの受け入れを即刻中止し、22億の予算を大阪府と大阪市で作りだして、東北から大阪へ避難体制を作っていたいただきたい。

(大阪市長による回答要旨)

今日お集まりいただいた皆さんは、大阪市民だけなのか、大阪府民だけなのか、その他の都道府県から来られたのかわかりませんが、大阪市民、大阪府民は大阪だけで生活しているわけではありません。

これは東北地方も含めて日本国内の様々な人の協力、支え合い、色々なつながりで大阪市民は生きております。大阪市民は大阪だけで生活しているわけではありません。また、天災、震災、自然災害は、いつどのようなことがあるかわかりません。関西圏域においては原子力発電所が11基もありますので、今後もどのようなリスクがあるのか、どのような事故があるのか、全くこの関西圏域内で何もないということを保障することはできません。そして皆さんは、もしこの関西で、大阪で、大変な出来事があって非常に困った時に、他の都道府県の助けを求めないのでしょうか。皆さんは自分一人で生活しているではありません。困った時には助け合う。他人が困った時には自らが助ける。自らが困った時には他人に助けられる。そのことによって国家が成り立っております。われわれ大阪市民、大阪府民はこれまでも東北の皆さんの一生懸命なるその活動によって生み出されたものを、消費をさせてもらいながら、また、東北圏出身の方々によって大阪のその労働力も支えられております。東北が困っているのであれば、岩手県が困っているのであれば、大阪が助けるのは当然のことです。

また、放射性物質以外の色々な、色々な毒性物質についてのご質問もありましたが、これは世の中にいろんな毒性物質というものは存在し、ただそれをしっかりと検査し、安全を確かめているというのが今の世の中です。皆さんが食べられている食品、身につけられている衣服、使われている化粧品、その他諸々、今この外に出れば排ガスの問題、いろんな問題がありますけれども、これについてはしっかり過去の公害という経験を踏まえ、半世紀経って、しっかり安全基準を作って、安全性を確認し、そして今このような安全に暮らせる大阪に、また日本になっております。同じような方法でこれからも大阪市民、大阪府民の安全安心な暮らしを守っていきたいと思っております。

放射性物質につきましては、皆さんは今この場においても放射線を浴びております。その浴びている放射線よりもはるかに少ない放射性物質のそのような基準を設けておりますので、今回のがれき処理においてもなんら大阪市民には問題がないと考えております。ぜひ皆さん方、皆さん自身一人で生活しているのではないということもしっかりと認識して下さい。お願いいたします。

(大阪市による解説)

7月2日の環境対策特別委員会において、舞洲工場の煙突から排出される排ガスの中のばいじんの最大濃度着地点について、質疑がありましたので、「舞洲工場の環境影響評価書によりますと、東北東方向におよそ2.6kmの地点でございます」とご答弁いたしました。

環境影響評価は、その事業を行うことによってどのような影響を及ぼすかを、調査・予測・評価し、環境の保全や創造について適正な配慮をするために行うものです。

手続きについては、環境影響評価準備書案の作成において、その書類を1月間閲覧に供し、住民意見を聴取しつつ、地元説明会を実施するとともに、学識経験者で構成する大阪市環境影響評価専門委員会でご審議をいただいております。

さらに、環境影響評価準備書を、2週間縦覧に供しつつ、学識経験者で構成する大阪府環境影響評価委員会でのご審議をいただき、最終的に環境影響評価書としてとりまとめています。

【ご質問の要旨 10】

維新の会の市会議員にも陳情に伺って、がれき受入をやめてくださいとお願いした。議員はしっかりと、大阪市の役目として大阪市民の健康を守るのは第一前提だとおっしゃった。それで私もなんでそんなに反対してくださるのか聞いたところ、議員のお知り合いの方で小さいお子さんをもっている方が、大阪市のがれきは本当にやめてほしいとおっしゃっていたそうである。自分の命は何よりも代えがたいし、安全性の分からないものを大好きな大阪に持ち込んでほしくない。みんなそういうふうに思っている。安全安全って言われてどうして安全じゃないものの説明を受けないといけないのか。安全じゃないから安全じゃないものの説明をしないといけないのではないのか。もう本当にやめてほしい。今なら、これをやめると言うこともできるはず。燃やしてからでは遅い。100ベクレル/kgっていうのは、震災前だったらドラム缶に保存されるレベルである。それを政府が食べ物として流通させていいって言ったところからもうおかしい。焼却灰の基準が8,000とか2,000とかそんなレベルはおかしい。だからそれより低いから安全ですと言われても私たちは何も信用できない。橋下さんは民意だといつも言うが、さっきははっきり私たちの声は聞かないと言った。それではもう市長は務まらないと思う。

松井さん、これは大阪市と府だけの問題ではない。維新の会は関西広域連合って言っている。非常に耳障りの良いことをいつもおっしゃっておられるが、それだったら関西広域連合の和歌山や兵庫、そういったところにもこの説明会をするべきである。

(大阪市長による回答要旨)

まず、今回のがれきは安全なものですから安全ですという説明をしております。皆さんは食品を食べるときにどこまで安全確認をしているのでしょうか。すべて全量検査でありとあらゆるもの、安全確認されたものだけを食されているわけではありません。一定のルールに基づいて安全確認のできたもの、これが安全だということに、社会的な約束事となっておりますので、今回のがれきは安全です。

皆さんの意見を聞かないという市長はやめろという、そういうご指摘もとてもだと思います。皆さんはがれき処理については反対をされていますが、皆さんよりもはるかに多くの方々が賛成しております。ですから、賛成と反対、色々意見があっても結構なんですけれども、大阪市民、大阪府民の多くの方々

は東北地方、特に岩手県をしっかりと支えていきたいという、そういう思いの中で我々を支えてくださっていますので、皆さんの意見もこれも貴重なご意見として承りますが、一步この外に出れば大阪市民、大阪府民の多くの方々が早くがれき処理を受け入れて、早く東北復興のために力を貸してほしいと、早く東北を復興してほしいという、そういう声がたくさんありますので、我々、政治家としましてはそういう声をもとに、これからもがれき受入をしっかりとやっていきたいと思っております。

それから 100 ベクレル/kg についての説明は、専門家から説明をさせていただきますが、100 ベクレル/kg 以下のがれきについては、これは通常のがれきと同じ扱いになっておりまして、原子力発電所施設から出てくる様々な備品等についての扱いは若干異なる扱いがされてるようですが、その点につきましては補足説明をしていただきたいと思います。

(環境省による回答要旨)

ごく簡単に補足説明をいたします。震災前から 100 ベクレル/kg 以下のものについては、原子炉から出たものについてもいわゆる一般にリサイクルをして使ってよいということになっておりました。ここに座っております部長の部屋にも 100 ベクレル/kg 以下の金属を使って再利用したベンチが置いてありまして、私もそこに座ったりしております。

それから 100 ベクレル/kg を超えた場合の話ですけれども、従前の基準ですと、100 ベクレル/kg を超えたコンクリートくずや金属くず、こういったものは 10 万以下のものであれば、いわゆる通常の安定型処分場といますが、普通に穴を掘って埋めるような形の、より簡易な処分場に埋めてもよいと、そういった基準に従前からなっております。それに比べて今回はより厳しい管理をするという点についてご説明したいと思います。

(大阪府知事による回答要旨)

関西広域連合での処理について、ご質問をいただきましたので、ご説明をさせていただきます。関西広域連合でもこのお話をさせていただきましたが、今回、大阪においてがれきを処理することによりまして、広域連合全体での処理の必要性はないということで、環境省からその旨の報告を受けました。したがって、今回お話をさせていただいておりますように、安全なものでありますので実際に処理をいただく市町村と説明会を行うこととさせていただいております。

【ご質問の要旨 11】

先ほどの発言について質問する。先ほど 100 ベクレル以下ならリサイクルしてもよい基準だとおっしゃったが、それは不燃ごみだけである。可燃ごみについては、基準値はないはずである。現在でも、1 kg あたり 100 ベクレルを切っても原子力発電所の中では、ちゃんとドラム缶に詰めて管理している。可燃ごみの基準と不燃ごみの基準を意図的に混同して、ごまかしの説明をしている。

そして、不燃ごみについても数々に批判があると同時に、環境省が不燃ごみに 1 kg あたり 100 ベクレル以下ならリサイクルしてもよいと言ったとき、念頭に置いていたのは原子炉を廃炉にする時に出る数万トンレベルの不燃ごみである。今回のように、何十倍の量の可燃ごみを含むそのごみのリサイクルの基準、それらを燃やす基準として作ったのではない。

10 万ベクレルという話も今回原発事故で発生したような大量の放射性廃棄物を日本中どこでも埋めてよいという基準ではなかったはずである。1、2箇所では実施例もない。そういう問題を環境省が一言も言わない。

この広域処理の件が始まって以来、ただの一度も総量規制のことを環境省は言わない。これでは、環境規制ができるわけがない。だから、まったく説明になってない。

(環境省による回答要旨)

先程、確かに不燃物の基準が原子炉等規制法でトレンチに埋めていいのは不燃物の基準となっております。法令上のクリアランスレベルについても不燃物、確かにそのとおりです。ただ一方で 100 ベクレル/kgについて、再生利用してもよいという基準と、今回新たに作りしました 8,000 ベクレル/kg、これにつきましては、再生利用してもいいという 100 ベクレルの基準とはそもそも中身が全く違います。あくまでも最終処分場に入れて管理をしてその結果、周りの方々に放射線の被ばくが十分少なくなる、管理できるといったレベルで定めておりまして、これについては、従前から原子力規制に携わっています原子力安全委員会等々に諮って定めた数字で、従前と扱いは変わっておりません。

(環境省による解説)

原子力発電所の管理区域において発生する廃棄物は、基本的に可燃物、不燃物などに分別された上、放射能濃度に関わらず、ドラム缶に入れ保管されます。また、可燃物については、焼却され、焼却灰は再びドラム缶にて保管され、最終的には低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出されることとなります。

クリアランスレベルとは、どのように再利用されたり、廃棄物として埋め立てられたりしても、人体への影響が無視できると言えるよう定められた基準です。

一方、今回の震災で発生した放射性物質に汚染された可燃物の扱いについては、原子炉等規制法ではなく、放射性廃棄物特別措置法第 22 条等に基づき、廃棄物処理法等に従って処理されるべきものと定められております。

また、8,000 ベクレル/kg の基準値を算出するに当たっては、最終処分場の遮水性能を考慮せず、処分場下流端から井戸までの距離を全て 0 とする等、保守的な設定としているほか、総量についても、55 万トン (200m×200m×10m の最終処分場に相当) という考えられ得る十分な量の廃棄物の全てが 8,000 ベクレル/kg であった場合、それを埋め立てたと仮定して、被ばく線量を評価しています。

【ご質問の要旨 12】

今日の説明資料について、でたらめだらけだと言うことを逐一言う。

まず一番目、被災地の廃棄物の安全性について 1 kg あたり 100 ベクレル、国の基準で 8,000 ベクレルまで埋めていいって言っている。そして不燃ごみであっても、何十万トンもリサイクルしていいという話ではなかったはずである。

これを 80 倍に緩めてそれを 4 分の 1 して大阪府は安全だと言っている。根本的におかしい。まず、80 倍に緩めたことの説明をここでしなければならぬ。

(環境省による解説)

特別措置法における 8,000 ベクレル/kg という基準は、クリアランスレベルを単に 80 倍に緩めたというものではありません。8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物は、管理型処分場に埋立中の周辺住民への被ばく線量を 1 ミリシーベルト/年以下に抑えることができ、埋立後の覆土等、適切な管理により、周辺住民への被ばく線量を 0.01 ミリシーベルト/年以下に抑えることができます。このことについては、従前の原子炉等規制法による規制と異なっていません。また、この 0.01 ミリシーベルト/年以下という被ばく線量は、クリアランスレベルと同じです。

(大阪府による解説)

大阪府の検討会議では、まず、処理に伴う線量限度について検討し、周辺住民だけでなく作業員についても ICRP (国際放射線防護委員会) が勧告している年間 1 ミリシーベルトとしました。

次に、国が 1 キログラムあたり 8,000 ベクレルという基準を定めた際の計算式の妥当性を検討・確認したうえで、府域で処理を行った場合に、作業を行う人や、施設の周辺におられる一般の方が受ける線量がどれくらいになるのか試算しました。

試算の結果、最も影響を受ける埋め立て作業を行う作業員でも、年間 1 ミリシーベルトを下回るように焼却灰の目安を 1 キログラムあたり 2,000 ベクレルまでとしました。

この試算では、実際には通常のごみなどに 10%から 20%まぜて災害廃棄物の処理を行うところを災害廃棄物だけを取扱い続けると設定したり、実際に焼却灰を埋め立てる場所は限られた範囲であるところを無限に広がっていると設定するなど、十分安全側の計算をしました。

なお、国は作業実態を 1 日 4 時間で、重機に乗って作業をするため受ける線量が 0.4 に軽減されるとして計算をして 1 キログラムあたり 8,000 ベクレルの基準としましたが、大阪府の検討会議では、作業時間を 1 日 6 時間で、重機に乗らずに作業をするため受ける線量が軽減されないとして計算をして 1 キログラムあたり 2,000 ベクレルの目安としました。

【ご質問の要旨 13】

8,000 ベクレルで大丈夫といった基準は作業員の被ばくが 1 ミリ以下になるというからである。大阪市に申し出に行った時には 1 ミリシーベルトの実効線量の定義式、環境局の担当者は知らなかった。つまり、実効線量の定義式を知らないということは、その中のどの係数について批判があるのか、つまり内部被ばくを軽視している意味を理解していないということである。

これは、大阪府の資源循環課も同じである。違うというなら説明していただきたい。

(環境省による回答要旨)

内部被ばくの件で、軽視しているのではないかと聞いた話ですが、まず、シーベルトという単位になっている以上、これは、内部被ばくでも外部被ばくでも実効線量の 1 ミリシーベルトというのは影響は同じです。人の影響を見るのがシーベルトという単位なので、その点について、ご理解いただければと思います。

それから、被ばく線量1ミリシーベルト/年以下については、確かに、作業員の方が1ミリシーベルトというのを基準に定めておりますけども、さらに周辺におられます住民の方々には、埋立処分場の場合、覆土をすれば、その先0.01ミリシーベルト/年で抑えられるということになっております。作業員についても、1ミリシーベルトに抑えられるということになっております。

(環境省による解説)

被ばく線量(単位:シーベルト)を計算するに当たっては、放射線の種類、エネルギーの強さ、臓器別の影響の大きさを全て考慮し、その合計で人体への影響を評価するようになっており、外部被ばくと内部被ばくによる影響の違いも織り込まれています。内部被ばくを軽視しているということはありません。

【ご質問の要旨 14】

それから、1ミリシーベルト以下ならという話、あと食品基準の100ベクレルうんぬんが、でたらめであると言うのを今までの説明で繰り返す必要はない。

1ミリシーベルトが被ばく限度であるというとき、たとえばドイツでは、呼吸からの内部被ばく、食事からの内部被ばく、そして外部被ばくの合計で1ミリシーベルトになるというときに、その内訳で計算している。(環境省)

あなた方は、がれきの処理で作業員が被ばくする量、1ミリシーベルト以下に抑えると言うときに、他のファクターを全部無視している。

厚生労働省の食品の新基準ですら、食品からの1ミリシーベルトの被ばくで計算している。がれきを足すと1ミリを超えるではないか。

(環境省による解説)

廃棄物の処理に関する放射能濃度の基準の検討は、平成23年6月3日に原子力安全委員会が公表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」に基づいています。同「考え方」には、「処理等に伴い周辺住民の受ける線量が1ミリシーベルト/年を超えないようにする」「処理等に伴う作業員の受ける線量についても、可能な限り1ミリシーベルト/年を超えないことが望ましい」等と示されていることから、通常の処分方法でもこれを満たすことができる濃度として、8,000Bq/kgを基準としたものです。ただし、実際には、処分する廃棄物が全て基準値上限であることは想定し得ないため、8,000Bq/kgの基準値で管理した場合、作業員の被ばく量は1ミリシーベルト/年を相当程度下回ると考えられます。作業員の食品から受ける線量については考慮しておりませんが、厚生労働省によると、新しい基準値の上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の食品からの放射性セシウムからの被ばく線量の推計は、年間0.043~0.074ミリシーベルトとされています。

【ご質問の要旨 15】

次のページ、大阪府の資料では、積み出しのところで一回開け、ベクレルについての検査をする。あと線量検査とある。放射線量の検査では、がれきの汚染の度合なんてわからない。それは、一番最初の質問者が指摘したとおりである。

そしてベクレルについての検査は、資源循環課長がサンプル検査をすると言ったが、そのサンプルとは、100 トンに対して何トン検査するのか。サンプルなら当然誤差がある。

誤差の上限が 100 ベクレル以下になるようにしなければ、少なくともあなた方の基準にすら達しない。100 トン排出するときに、僕が聞いている話では 1 トンも計測しない。サンプルされるのは 100kg 程度。160 トンのがれきから 100 トンをサンプルとったら誤差がどれくらい出るか推計したのか。サンプルの汚染度でそのまま横滑りさせるのだろう。統計学の使い方では、誤用である。誤差はちゃんと考慮に入れていただきたい。

（環境省による解説）

災害廃棄物の放射能濃度測定のための試料採取に当たっては、偏りを避けるため、あらかじめ重機で災害廃棄物の掘削・攪拌等を行うこと、災害廃棄物の種類（木くず、プラスチック、紙類等）別に行うこと、1つの集合体から 10 箇所以上で試料を採取すること等を行い、平均的な放射能濃度が測定できるようにしています。なお、試料の一部に突発的に高い部分が混入することを避けるため、災害廃棄物の山全体について、表面の空間線量も測定することとしています。この方法については、災害廃棄物安全評価検討会に諮ったうえで、ガイドラインとしているものです。

（大阪府による解説）

大阪府・大阪市が受け入れる対象となる廃棄物は、岩手県内の二次仮置場において可燃物だけを選別し、土をふるい、大きさをそろえる処理がされた後の、木くずを主とする可燃物です。この二次仮置場で処理をした可燃物は、大きさや性状がそろったものになるようしっかり管理されています。

また、これまでの調査では、放射性セシウムが検出されないレベルなど、いずれも 1 キログラムあたり 100 ベクレルを大きく下回る測定結果となっています。

このように、一定の管理がされた廃棄物となっているので、1,600 トン程度から、表面や内部の様々な場所、10 箇所以上から 1 箇所あたり 4～20L 程度廃棄物を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で放射性セシウム濃度を測定することで、代表的・平均的な測定ができます。

【ご質問の要旨 16】

次のページの環境省の説明、岩手が、がれきの広域処理の必要があると言っている。7月の頭に、リサイクル対策課長のところに面会に行った。岩手県に電話で確認した時に、そもそも、どこのがれきが広域処理の必要があるのか聞いたところ、岩手県の担当者は、それは決まっていなかったと言っていた。つまり、普通このような問題が立ち上がったら、市町村でどれだけ必要か、何トン必要か、市町村ごとに話があって、それを足し算したら何万トン必要であるという話になるのが普通である。6月27日の時点で、岩手県はどこの市町村のがれきを外に出すのか決まっていなかった。もともと総量から概算していると

言った。今、宮古から来ると言う話になっているけども、それは後付けである。

そして、僕が言っていること、大阪府の検討会で、あなた方自慢の山本孝夫座長の大阪府の検討会議、一つも検討していない。彼らは、僕が言ったように被ばくを足し算で考えると言うときに、その足し算すらしない。環境省から出てきたデータを何一つ批判しない。

バグフィルターでほとんど取れると言っているデータ、昨年の秋の時点ではなかった。発表したのは今年になってからである。バグフィルターの前後の濃度を測って、99.9%取れますというデータが出たのは今年になってからである。昨年の段階では、東北、関東各地の焼却炉の廃棄のデータしか出してないはずである。

大阪府の検討会議の中で、排気のデータだけで、環境省は当時99.99%と言っていた。それだけ取れるというデータを鵜呑みにしていた。時系列がおかしい。大阪府の検討会議は去年12月の暮れに指針を出しているのに、バグフィルターについて、今年になって東京新聞がバグフィルターについて実証データがないって環境省が認めたと言う記事が1月の21日か20日に出ている。その直前ぐらいにやっと出しているくらいである。大阪府の検討会議では少なくともバグフィルターの性能についてまともに検討していない。

(環境省による回答要旨)

岩手県の災害廃棄物のうち、どこのものが必要なのか決まっていないということですが、岩手県が各市町村で個別の処理をしています。これは収集のところはそうしておりますけども、その先の処理処分については、かなりのところ、県が代行といいますか、受託しております。県のどこでどのように処理していくのか調整を綿密にやっております、その関係上、市町村別のものが、すぐに出なかったのではないかと思います。

バグフィルターの件ですけども、昨年の11月の段階で、実証のデータ、福島県の焼却施設において、バグフィルターの前と後とのデータをとりまして、それを公表しております。1月末に東京新聞の方で、御指摘があったことについて理解しておりますけども、実際に、実証データはその時点ではあったということでございます。

また、昨年7月頃から、福島県をはじめ東日本各地の一般廃棄物焼却施設における排ガスの放射能濃度測定が行われ、排ガス中の放射濃度は不検出または濃度限度に照らして極めて低いことを確認しています。

(大阪府による解説)

大阪府の検討会議では、まず、処理に伴う線量限度について検討し、周辺住民だけでなく作業員についてもICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している年間1ミリシーベルトとしました。

次に、国が1キログラムあたり8,000ベクレルという基準を定めた際の計算式の妥当性を検討・確認したうえで、府域で処理を行った場合に、作業を行う人や、施設の周辺におられる一般の方が受ける線量がどれくらいになるのか試算しました。

試算の結果、最も影響を受ける埋め立て作業を行う作業員でも、年間1ミリシーベルトを下回るように焼却灰の目安を1キログラムあたり2,000ベクレルまでとしました。

この試算では、試算の対象となる廃棄物から受ける線量だけでなく、粉じんを吸入することにより受

ける線量や粉じんを口から摂取してしまうことにより受ける線量も加えた計算を行いました。

また、実際には通常の家庭ごみなどに10%から20%まで災害廃棄物の処理を行うところを災害廃棄物だけを取扱い続けると設定したり、実際に焼却灰を埋め立てる場所は限られた範囲であるところを無限に広がっていると設定するなど、十分安全側の計算をしました。

また、バグフィルターについては、11月24日の第3回、12月14日の第6回に検討会議において議論・検討しています。

関東や東北地方のバグフィルターを設置している焼却施設における排ガス測定結果は、11月15日に開催された環境省の第9回災害廃棄物安全評価検討会において公開されています。その測定結果では、福島県内の一部施設を除いて放射性セシウムは検出されておらず、一部検出された施設の測定結果では、バグフィルターによる除去効率が99.99%であることが示されました。

検討会議では、このような資料や環境省のガイドラインなどを元に、公表されている測定結果についての考え方やバグフィルターが有効な排ガス処理であると考えることが妥当であるかなどについて議論・検討しました。

【ご質問の要旨 17】

海面埋立の話だが、北港処分地の評価書が発表されたのは6月5日である。検討会議を大阪府が開いたのは6月10日で、相変わらず、環境省が出すものに批判していない。シミュレーションの正当性、そこに放り込むパラメーターの正当性、僕は、資源循環課長と室長に質問した。資源循環課長は、ちゃんと読めていないと言っていた。なんで環境省の評価書を読めてない人間が指針を作るのか。その指針の責任者なのか。そしてわずか1週間で指針の改定をし、2日後に橋下市長が再度受け入れの表明をする、6月5日に始まって10日でどれだけ進んだのか。全部政治日程ではないか。これで信用する者がどこにいるのか。信用して欲しいなら、信用して欲しい行政の進め方をしていただきたい。

（大阪市による解説）

北港処分地の個別評価については、本年2月に、環境省及び大阪府が北港処分地の現地調査を行い、本市からは、環境省等に対して関連する詳細なデータ、及び北港処分地の覆土材などの提供を行ってきました。その後も、大阪市としては、極めて高い安全性を求めて、その考え方や具体的な前提条件等について、環境省及び大阪府と、都度、意見交換を行ってきたところです。

これらを踏まえ、6月5日に、環境省より北港処分地の個別評価を受領しましたので、大阪府の検討会議でご議論いただくよう、速やかに事務手続を行いました。その後、大阪府の指針が改定されましたので、これを受けて、戦略会議において本市の方針を決定したところです。なお、7月には市議会において広域処理に係る予算案についてご審議いただき、7月27日に議決されたところです。

（大阪府による解説）

大阪府では、放射線に関する安全性について、専門家による検討会議を設置し、十分ご議論・ご検討いただき、その検討結果を踏まえて平成23年12月27日に「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定しました。

処理指針を策定した時点では、大阪市の北港処分地のような、水面における埋立処分についての安全基準が国から示されていなかったため、水面における埋立処分についての検討は保留とし、国に安全基準を示すよう求めていました。

その後、平成 24 年 6 月 5 日に大阪市の北港処分地に関する安全性評価が環境省から示されたため、6 月 10 日に府の検討会議を開催し、環境省の評価結果の妥当性などについて議論・検討しました。

6 月 10 日の検討会議では、例えば、評価を行った国立環境研究所が、焼却灰に含まれるセシウムがしみこんだ雨に全て溶け出すというシミュレーションを行うにあたっての様々なパラメータや設定条件について説明をし、これに対して専門家の委員が安全側に立って保守的な設定をしていることの確認を行うなど、環境省の評価が妥当であることについて、科学的見地からしっかり検討いただきました。

この検討結果を踏まえて府の指針に水面の埋立処分についての考え方を盛り込み、平成 24 年 6 月 18 日に改定しました。

【ご質問の要旨 18】

最後に、環境省は、広域処理の宣伝に 40 億円かけたくせに、3 月、安全評価検討会の議事録、金がかかるから作成しなかったと答弁していた。今は、作成されて公開されているはずですけど、公開すればいいというものではないだろう。法律を作った時点では、国会議員の先生方はそれを知らない状態で議論していたことになる。それはそこに座っている廃棄物対策課長が 4 月 19 日、貝塚での説明会で認めていた。

風評被害の基準も決まっていない。実害が出た時の基準も決まっていない。その時どんなふうに保障するか根拠も法律もない。そこにいる廃棄物対策課長は認めただろう。

(環境省による回答要旨)

安全評価検討委員会の議事録を作成していなかった点についてでございますが、これは私どもの怠慢といえますか、ただ、議事録ではなく、議事の概要、説明資料については、すべて公開しておりました。この点について、理解を得られるものと認識しておりましたことは私どもの間違いだったと思えますけれども、現在では、掲載させていただいております。

(環境省による解説)

昨年度と今年度、広域処理に係る広報や安全性の確認等に係る事業を行っています。その金額は、除染に係る広報経費との合計で、約 40 億円となっています。

安全評価検討会の議事録については、4 月 19 日の貝塚の説明会において、公表されていなかった旨、環境省近畿事務所の廃棄物対策課長が述べております。現在はすべてホームページに掲載しています。

風評被害が生じた場合の対応ですが、広域処理の対象としているのは、セシウム濃度が不検出または低いものに限っているため、本来は風評被害が生じるような性格のもではありませんが、環境省としては、説明会での説明、積極的な広報活動等の取組を進めるなど、安全性の説明に万全を尽くして、風評を未然に防止することに努めています。

また、6 月 29 日に行われた「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、国としての

具体的な風評防止総合対策をとりまとめました。

ここでは、モニタリングの強化や放射能測定データの積極的な発信により、安全性について御理解いただけるよう丁寧な情報発信に一層努めていくとともに、万一、具体的な風評被害が発生した場合には、環境省が政府の一元的な窓口となり、関係省庁が連携し迅速な対応が可能となるよう体制を整備しています。